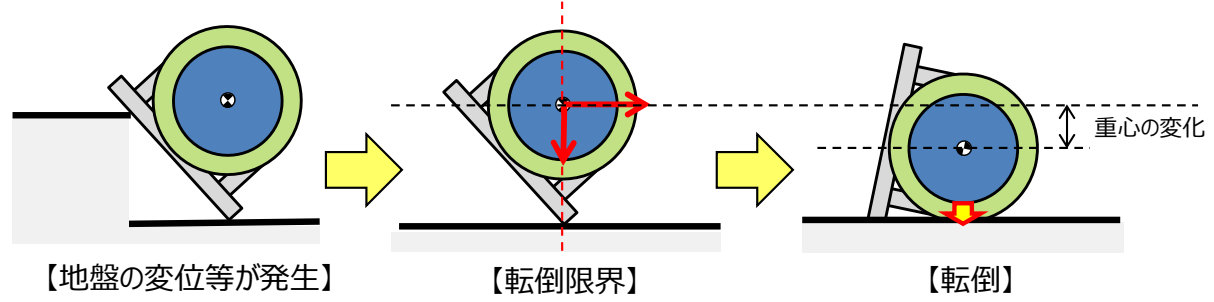


【別紙】女川2号機 使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請の補正の概要

- 当社は、使用済燃料乾式貯蔵容器（以下、「乾式貯蔵容器」）について、審査ガイド※における「基礎等に固定せず、かつ、緩衝体の装着により乾式貯蔵容器蓋部が金属部へ衝突しない方法」による設置方式としている。
- **上記設置方式の採用にあたっては、乾式貯蔵容器の設置地盤に変位等が生じ、転倒や衝突を想定した場合でも、安全機能が損なわれないことが必要となるため、同内容を明確化した。**
- **加えて、使用済燃料乾式貯蔵建屋（以下、「乾式貯蔵建屋」）が崩壊した場合の応急復旧（重機を使用したがれき除去等）の手順を整備することとした。**

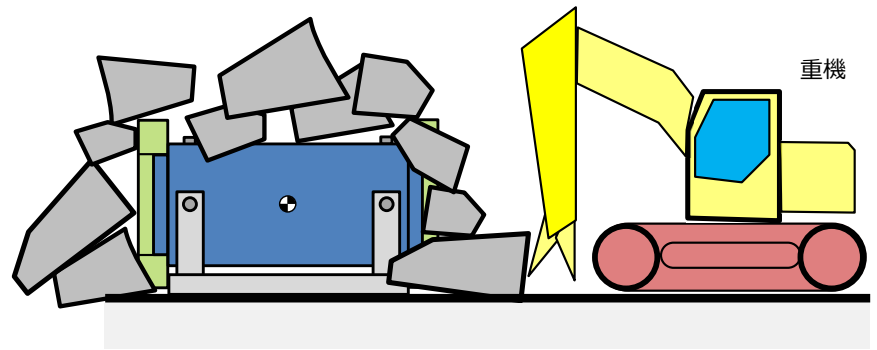
※ 「原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド」

＜乾式貯蔵容器の転倒イメージ＞

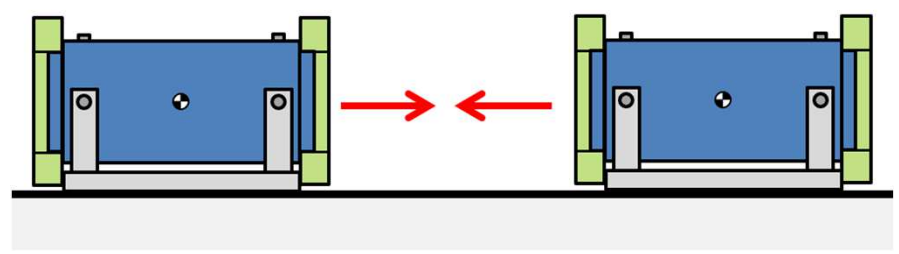


＜応急復旧イメージ＞

重機により乾式貯蔵容器周りのコンクリートのがれきを除去する



＜乾式貯蔵容器の衝突イメージ＞



上記のほか、以下2点について補正を実施。

- 乾式貯蔵容器および乾式貯蔵建屋について、耐震重要度分類を適用しない方針に変更。
（規制要求に対する整理上の取扱いとして耐震重要度分類を適用しないものであり、設計内容には変更なし）
- 使用済燃料乾式貯蔵施設における火災防護対策に関して、適用する規則要求と具体的な対策との関係性を明確化。